

令和7年度さが農村ビジネス総合支援事業 採択基準

- 1 本事業については、事業実施計画書が提出された後、各農林事務所地域農業振興センター及び県農業経営課において、さが農村ビジネス総合支援事業実施要領等に基づき、事前整理を行う。
- 2 実施計画の審査は、下表の審査項目に基づき、県農業経営課、さが農村ビジネスサポートセンター、中小企業診断士を審査員として行うものとする。
- 3 2の審査結果を考慮し、県農業経営課は予算の範囲内で採択の可否を決定する。

審査項目	内 容	点数
① 実現性・継続性	・収支計画は、根拠があり、実現性及び継続性のあるものであるか ・事業に取り組むうえで必要な実施体制が整っているか ・事業に取り組むうえで必要な資金を確実に確保できるか ・施設、機械等の設備整備に取り組む場合は、その費用対効果が適正であるか ・計画を総合的に見て「ビジネス」として成り立つかなど	20点
② 新規性	・新規性、独自性のあるアイデアに基づき、これまでに無い取組、もしくはこれまでの取組に新たな視点を加えた取組であるか（既存の取組の単なる継続になっていないか） - など	20点
③ 波及効果	・県内の農村ビジネス実践者に対し、県内のモデル事例として、影響をもたらす取組であるか - など	10点
④ その他	・その他、成功するための工夫がみられるか ・公序良俗に反する行為を行っていない等、事業実施主体として適切であるか - など	10点
中山間加算	・未来につなぐ さが中山間プロジェクト推進要綱第5の規定による「チャレンジ中山間」による取組か	5点

- 4 満点（65点）の5割以上の評価を得たものを採択候補者とする。